

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

事業名 民生委員指導訓練費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 地域福祉課 福祉人材係 電話番号：058-272-1111(内3447)

E-mail：c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,028 千円 (前年度予算額： 3,077 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	3,077	1,538	0	0	0	0	0	0	1,539
要求額	3,028	1,514	0	0	0	0	0	0	1,514
決定額									

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・民生委員・児童委員として円滑かつ効果的な相談・援助活動ができるよう、必要な知識及び技術の習得等、委員の経験年数や役割に応じた資質向上のための研修を実施するための経費。
- ・民生委員児童委員必携の購入にかかる経費。

(2) 事業内容

・民生委員・児童委員として円滑かつ効果的な相談・援助活動ができるよう、必要な知識及び技術の習得等、委員の経験年数や役割に応じた資質向上のための研修を実施するための経費。

・民生委員児童委員必携の購入にかかる経費。

民生委員・児童委員・主任児童委員 3,677冊

市町村 41冊

県事務所福祉課 8冊

県関係課・予備 18冊 計3,744冊

計3,744冊－(無料配布分576冊)＝3,168冊 購入冊数計 3,168冊

【民生委員法】

第18条 都道府県知事は民生委員の指導訓練を実施しなければならない。

【児童福祉法】

第18条の2 都道府県知事は児童委員の研修を実施しなければならない。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・生活困窮者就労準備支援等補助金の対象事業（国1/2、県1/2）
- ・県及び岐阜市で岐阜県民生委員児童委員協議会に研修の委託を行っているため、それぞれの所管人数に応じて委託料を支出。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
需用費	761	民生委員・児童委員必携購入（3,168冊×@240）
委託料	2,267	研修の実施を岐阜県民生委員・児童委員協議会に委託
合計	3,028	

決定額の考え方

--

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・第五期岐阜県地域福祉支援計画

(2) 事業主体及びその妥当性

民生委員法第26条において、民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担することと定められているため、事業主体が県となるのは妥当。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

委員の経験年数や役割に応じた資質向上のための研修を実施し、民生委員・児童委員として円滑かつ効果的な相談・援助活動ができるように支援する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R1)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R10)	
					達成率	
新任研修参加者 数	1,559	1,345	1,600	1,600	1,600	84.1%

（これまでの取組内容と成果）

令和4年度	引き続き、コロナ禍であることを踏まえ、会長・幹部研修、中堅委員研修、主任児童委員研修をDVD配布及びYouTubeによる配信で実施した。 新任研修については、一斉改選後初めての研修であることを考慮し、感染防止対策を万全にしたうえで、県内5圏域において、対面方式で実施した。
	指標 目標：1,600 実績：1,584 達成率：99.0%
令和5年度	対面での研修を再開し、集合研修方式で研修を行った。会長・幹部研修、中堅者、新任者、主任児童委員研修を実施し、それぞれの階層別に必要な知識の習得や、活動の充実強化を図った。
	指標 目標：1,600 実績：1,470 達成率：91.9%
令和6年度	対面での研修を再開し、集合研修方式で研修を行った。会長・幹部研修、中堅者、新任者、主任児童委員研修を実施し、それぞれの階層別に必要な知識の習得や、活動の充実強化を図った。
	指標 目標：1,600 実績：1,345 達成率：84.1%

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・ 事業の必要性 (社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) <small>3 : 増加している 2 : 横ばい 1 : 減少している 0 : ほとんどない</small></p>	
(評価) 3	<p>県が民生委員に対する研修を実施することは法律で定められている。また、多様化する住民の福祉ニーズを的確に把握し、適切な相談・援助活動を行うためには、委員の経験年数や役割に応じた研修が必要である。</p>
<p>・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) <small>3 : 期待以上の成果あり 2 : 期待どおりの成果あり 1 : 期待どおりの成果が得られていない 0 : ほとんど成果が得られていない</small></p>	
(評価) 2	<p>民生委員が相談支援に応じる内容は、高齢者、障がい者、児童、生活保護世帯等、さまざまな分野に渡っている。それらの内容に対して適切に対応し、必要な福祉サービスに繋ぐためには、民生委員としての知識・技能の習得が欠かせない。</p>
<p>・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) <small>2 : 上がっている 1 : 横ばい 0 : 下がっている</small></p>	
(評価) 2	<p>研修会の受講者アンケートの結果を分析したうえで、現場の課題やニーズに応じた研修プログラムを構成している。回数についても適切な実施であり、研修内容についても厳選されている。</p>

(今後の課題)

<p>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 民生委員が見守り活動のなかで直面する相談内容は非常に多岐にわたっており、民生委員が相談者に対し、的確な支援が行えるよう研修の在り方を随時検討していく必要がある。</p>
--

(次年度の方向性)

<p>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 民生委員が地域における見守り活動等を行っていくためには、知識・技能の習得を図る研修は欠かせないことに加え、民生委員法により、民生委員の指導訓練は知事が行うこととされていることから、本事業を継続していく。</p>
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課</p>	
<p>組み合わせる理由 や期待する効果 など</p>	